

2012

12

DECEMBER

Vol.51

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



三洋商事株式会社

特集

市町村等が処理する産業廃棄物・・・
平成13年大阪市告示第310号及び産業廃棄物取扱
要項の廃止について

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

企業の排出事業者責任が問われています。リスク管理は万全ですか？

廃棄物管理士講習会

(産業廃棄物排出事業者講習会)

お申込み受付中!!



受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

10,000円 (資料代/消費税込み)

開催期日

	開催期日	受講日数	定員
平成24年	12月14日(金)	1日	100名
平成25年	1月25日(金)	1日	100名
	3月22日(金)	1日	100名

開催場所

会場：天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



好評発売中!!
(2,000円)



受付機関

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5(中央谷町ビル5階) TEL 06-6943-4016 FAX 06-6942-5314

C O N T E N T S

特集●平成13年大阪市告示第310号及び産業廃棄物取扱要項の廃止について (大阪市処理施設における告示産業廃棄物の受入制度の廃止について)	2
行政だより●●ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る 留意事項について(平成24年9月11日環産発第120911001号)	8
●平成24年度最低賃金周知広報の実施について (協力依頼)	16
●「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」の 公布について(お知らせ)	19
●労働災害減少に向けた緊急要請について (大労発基第1795号)	21
●流入車規制違反に係る公表規定の追加について (条例改正の概要)	24
廃棄物処理先進事例調査●(第3回/連載4回)	26
●ハリタ金属株式会社(射水リサイクルセンター)	
OSK通信●	28
●平成24年度環境配慮契約法基本方針検討会廃棄物専門委員会	
●全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会事務局責任者会議	
●廃棄物不適正処理巡視事業	
●全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会	
●大阪建物解体工事業協同組合との意見交換会	
●循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰	
●徳島県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会	
●大阪市家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係る マーケット・サウンディング(ヒアリング)	
●平成24年度施設見学会(株式会社京都環境保全公社瑞穂環境保全センター)	
●環境衛生功労者・優良施設知事表彰	
●大阪建物解体工事業協同組合臨時総会講演	
●CSR2プロジェクト表彰社会貢献部門	
●第2回大阪マラソン・チャレンジラン(廃棄物の処理協力)	
●関電パワーテック産業廃棄物処理研修会	
新規入会会員紹介●	31
会 員 紹 介●三洋商事株式会社	32
新 刊 紹 介●	37
●建設副産物リサイクル広報推進会議『改訂版 建設リサイクル実務Q&A』	
●公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル 平成24年5月改訂』	
バックナンバーのご案内●	38
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	

表紙写真提供:

三洋商事株式会社 〒578-0984 東大阪市菱江2丁目4番10号

特集

平成13年大阪市告示第310号及び 産業廃棄物取扱要項の廃止について (大阪市処理施設における告示産業廃棄物の 受入制度の廃止について)

大阪市環境局環境管理部環境管理課
産業廃棄物規制担当

係長 中尾 寿伸

1. はじめに

(1) 大阪市における告示した産業廃棄物の受入れ経過

昭和45年12月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」）の制定により、「ごみ」は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、産業廃棄物については汚染者負担の原則（Polluter Pays Principle）に従い排出する事業者の責任において処理することが規定されました。

廃棄物処理法が制定されるまでの旧清掃法では、一般廃棄物、産業廃棄物の区分はなく、事業活動から排出されるものも含め、すべて「ごみ」として市町村が処理を行っていたこともあり、この廃棄物処理法施行当時において、大阪市内では産業廃棄物を処理するための施設の整備が進んでいませんでした。

そこで、民間の産業廃棄物処理施設が整備されていないことによる不法投棄・野焼き等の不適正処理の未然防止の観点と零細事業者対策の観点から、廃棄物処理法の規定（※1）に基づき大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例で産業廃棄物を大阪市の処理施設で受け入れることができる規定（※2）を設け、昭和47年度から本市が処理する産業廃棄物を告示し受け入れることとなりました。なお、対象となる事業者や受入量等については、「産業廃棄物取扱要項」を同年11月に制定し対象事業者の規模や受入量の上限を規定しました。

※1：廃棄物処理法第11条第2項

市町村は必要と認める場合に一般廃棄物とあわせて産業廃棄物の処理ができる。
(あわせ産廃)

※2：条例第23条

大阪市は必要と認める産業廃棄物を市長が定めて告示（※3）し処分する。

※3：告示

昭和47年4月1日「大阪市が処理する産業廃棄物」を告示する。（第207号）

(2) 告示及び産業廃棄物取扱要項の制度（概要）について

昭和47年の制定当時及び平成13年改正時において、大阪市が告示した産業廃棄物（以下「告示産業廃棄物」）の種類、対象となる事業者や受入量等が規定された産業廃棄物取扱要項の概要については次のとおりです。

【昭和47年大阪市告示第207号】

- 産業廃棄物の種類：①紙くず ②木くず ③繊維くず ④廃プラスチック類
⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず ⑧建設廃材
⑨上記①、②、③、④、⑤を焼却したもの 以上9種類

【産業廃棄物取扱要項（昭和47年制定時）】

- 対象事業者：常時使用する従業員の数が概ね5人以下の零細事業者
○受入量：建設廃材（土砂・がれき類）は、原則制限なし
建設廃材（土砂・がれき類以外）は、1ヵ月概ね30トン
その他の告示産廃は、1ヵ月概ね3トン

平成13年改正時には、焼却可能な物の見直しにより建設廃材（がれき類）の受入を中止するとともに、建設工事から発生する産業廃棄物の受入量が1月あたり30トンから20トンに削減されました。

【平成13年大阪市告示第310号】

- 産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず
⑤ゴムくず ⑥金属くず（ただし、①、②、③、④、⑤又は⑦及び金属くずの混合物又は複合体に限る）⑦ガラスくず・陶磁器くず（ただし、①、②、③、④、⑤又は⑥及びガラス・陶磁器くずの混合物又は複合体に限る） 以上7種類

【産業廃棄物取扱要項（平成13年改定時）】

- 対象事業者：常時事業に従事する人数が5人以下の零細事業者
○受入量：建設工事から発生する告示産廃は、1ヵ月概ね20トン
その他の告示産廃は、1ヵ月概ね3トン

2. 背景

(1) 制度廃止の背景

廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた廃棄物について、その事業者に排出者と

しての責任があることを明らかにしています。事業者自らが処理できない場合には、事業者の責任の下で民間の産業廃棄物処理業者等を自ら選定し、処理委託することになります。

この廃棄物処理法については、たび重なる改正が行われており、最近では平成22年の改正において、事業者による産業廃棄物の適正処理を確保するための対策として、建設工事に伴い生ずる廃棄物について元請業者に処理責任を一元化する等、処理責任の強化が図られました。

また、循環型社会形成推進基本法を初めとする各種リサイクル法が整備され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成を目指すため、事業者・国民の排出者責任が明確化されました。

このように法的な枠組みが整備される一方、廃棄物処理法施行当時と比べて民間の産業廃棄物処理施設（焼却施設のほか、破碎施設やリサイクル施設であるRPF（減容固化）施設等）の整備が進んできました。

さらに、大阪市においては、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物について減量施策を進めており、例えば、これまで事業系一般廃棄物と区分し難い産業廃棄物を一般廃棄物とみなし、大阪市の処理施設で受け入れていましたが、事業者責任の徹底や本市処理施設でのごみ処理量の減量を図るため、平成21年度からは告示産業廃棄物を除いて、本市処理施設では産業廃棄物を受入、処理しないこととしました。廃棄物の性状や保管方法に関して、事業者の認識が不足していること等により、産業廃棄物を適正に区分しないまま一般廃棄物として排出している場合には、産業廃棄物の区分排出の徹底と適正処理のため、啓発・指導を行っています。

以上のように、産業廃棄物の処理を巡る状況が大きく変わってきていることから、今回、告示産業廃棄物の根拠規定である平成13年大阪市告示第310号及び産業廃棄物取扱要項を廃止し、平成25年3月末をもって本市処理施設での告示産業廃棄物の受入を終了することとしました。

（２）事業者に係る最近の主な廃棄物処理法の改正点について

これまでも、事業者による適正処理を確保するため、廃棄物処理法の改正により様々な対策がされていますが、最近では特に平成18年及び平成22年改正時に大きく強化されています。

【平成18年改正】

- 産業廃棄物処理の処理委託契約に含まれるべき事項の追加
 - ・産業廃棄物の性状等に変更が生じた場合、産業廃棄物処理委託契約書の記載事項に変更に関する情報の伝達方法が追加されました。
- 産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出
 - ・当面の間、産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出を要しないとされていましたが、平成20年度から都道府県知事等への提出が義務付けられました。

【平成19年改正】

○産業廃棄物である木くずの範囲の変更

- ・事業系一般廃棄物である木くずのうち、「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係る木くず」が、産業廃棄物として追加されました。

【平成22年改正】

○事業者が産業廃棄物を事業所の外で保管する場合の事前届出制度を創設

- ・事業者が産業廃棄物を生ずる事業場の外に当該産業廃棄物の保管を自ら行う場合には、あらかじめ、その旨を都道府県知事等へ届出することが義務付けられました。

○建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化

- ・建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理について、元請業者が事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととされました。

○マニフェストを交付した者への当該マニフェストの写し（A票）の保存義務化

- ・マニフェスト交付者（事業者）が委託先から送付を受けたマニフェストに虚偽記載がないかの確認等のため、当該管理票の写しを交付した日から5年間保存することが義務付けられました。

○産業廃棄物処理を委託した場合、処理状況に関する確認の努力義務の明確化

- ・事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合に当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの処理の状況に関する確認を行う責務を有することが明確化されました。

3. 取り組み等

（1）制度廃止後の産業廃棄物の適正処理について

これまで告示産業廃棄物を本市処理施設に搬入していた事業者は、当該産業廃棄物を搬入することができなくなるため、民間の産業廃棄物処理業者等に処理委託する必要があります。

告示産業廃棄物を本市処理施設で処理する場合の費用は90円/10kgであり、民間の産業廃棄物処理業者等と比べて安い処理費用となっております。

産業廃棄物の処理を巡る状況が大きく変わり、事業系一般廃棄物の減量及び産業廃棄物の適正処理を推進している中で、告示産業廃棄物に係る制度を継続し、これまでのように比較的安価に処分を行うことで、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに向けてのインセンティブが働かず、ごみの減量施策と整合がとれなくなります。

また、一般廃棄物の減量に協力する市民等に対して説明責任を果たすことができないことや、産業廃棄物処理業者等に処理委託している事業者との間で公平性が確保できない等の指摘もあります。

零細事業者対策として実施してきた制度ではありますが、廃棄物処理法に基づく事業

者の責務として、今後、産業廃棄物の排出抑制、減量リサイクルに取り組んでいただくとともに、産業廃棄物処理業者等に適正に処理を委託していただく必要があります。

事業者が告示産業廃棄物を本市処理施設において処理していた際には、廃棄物処理法第12条の3の規定によるマニフェストの交付については不要とされてきました。今後、民間の産業廃棄物処理許可業者に産業廃棄物を処理委託する場合には、このマニフェストの交付が義務付けられることとなります。また、その他にもマニフェストに関する報告書の本市への提出が義務付けられる等の規制を受けることとなります。

(2) 産業廃棄物を排出する事業者における主な廃棄物処理法の規制について

【委託契約書の締結】 ※廃棄物処理法第11条第1項、第12条第5項～第7項及び第12条の2第5項～第7項

- 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないこととなっていますが、廃棄物処理法に規定された委託基準に基づき産業廃棄物処理業者等に処理を委託することも認められています。
処理を委託する場合には、委託基準の1つとして委託契約書を締結しなければならないこととなっています。

【マニフェストの交付】 ※廃棄物処理法第12条の3

- 事業者は、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理許可業者に委託する場合には、マニフェストを使用しなければなりません。
事業者は産業廃棄物の処理が契約書のとおり適正に処理されたか否かを確認し、その処理内容等を記録するため、廃棄物処理法で定める書式に必要事項を記入したマニフェストを産業廃棄物処理許可業者に交付し、適正に運用・記録（5年間保存）する必要があります。

【マニフェストに関する報告】 ※廃棄物処理法第12条の3第7項

- マニフェストを交付した者（事業者）は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況に関して報告書を提出する必要があります。

【その他】

- 事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合に当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの処理の状況に関する確認を行う責務がある等、その他にも色々な規制が設けられています。

(3) 今後の大阪市の取組み

告示産業廃棄物を本市処理施設に搬入していた事業者を対象に、制度の廃止にご理解いただけるよう、民間の産業廃棄物処理業者等で処理する場合における廃棄物処理法の規定による委託基準（例：委託契約の必要性）の内容やマニフェストの運用等、産業廃棄物の適正処理推進に向けた周知を行い、説明会を開催したところです。

今後、実際に排出される様々な産業廃棄物を処理できる民間の産業廃棄物処理業者等の選定に対して、立場上、特定の産業廃棄物処理業者等を紹介することは難しいため、業者名簿を作成したうえで活用してもらおう等、告示産業廃棄物に係る制度の廃止後に産業廃棄物の適正処理が円滑に進むような案内も検討しています。

4. おわりに

社団法人大阪府産業廃棄物協会様におかれましては、平素より大阪市の廃棄物行政にご理解とご協力を賜りましてまことにありがとうございます。

貴協会から機関紙への寄稿のご依頼をいただき、大阪市の取組みであります「平成13年大阪市告示第310号及び産業廃棄物取扱要項の廃止（大阪市処理施設における告示産業廃棄物の受入制度の廃止）」について、広く事業者の皆様に周知させていただける場を提供いただいたことに感謝申し上げます。

また、これまでも貴協会には事業者様からの産業廃棄物処理業者の紹介やご質問、お問い合わせ等にご対応をいただいておりますことにつきまして、併せてお礼申し上げます。

今後とも、大阪市の廃棄物行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

行政だより

環廃産発第120911001号

平成 24 年 9 月 11 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の 処理委託等に係る留意事項について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。さて、本年5月中旬から下旬にかけて、利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を超えるホルムアルデヒドが検出され、浄水場の取水停止により一部地域で断水が発生するなどの影響があった。その原因は、廃棄物に含まれていた1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1^{3,7}.7] デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン。以下「ヘキサメチレンテトラミン」という。）が十分に処理されないまま排水として河川に放流され、浄水場で塩素と反応することによりホルムアルデヒドが生成したものと強く推定されている。

環境省においては、「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置し、このような事案の再発を防止するための対策等について検討を進めてきたところであり、今般、同検討会において、中間取りまとめが行われた。

この中間取りまとめを受けて、上記事案においてホルムアルデヒド生成の原因となったヘキサメチレンテトラミン等の生活環境保全上の支障を生ずる懸念のある化学物質を含有する産業廃棄物の処理を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条第5項の規定に基づき産業廃棄物処理業者に委託する場合の取扱いを、下記のとおりとしたので通知する。貴職におかれては、この取扱いを関係者に周知し、適正な処理の確保につき指導の徹底に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 委託契約時に排出事業者が講ずべき措置

ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託

ADMINISTRATION INFORMATION

しようとする排出事業者は、委託契約に当たって産業廃棄物処分業者が都道府県又は政令市から交付された産業廃棄物処分業許可に係る許可証の事業の範囲を確認するのみならず、具体的な処理内容について産業廃棄物処分業者から情報提供を受けて、ヘキサメチレンテトラミンを有効に処理することができる方法であることを確認する必要があること。

また、ヘキサメチレンテトラミンは、水道取水に影響を及ぼす物質であり、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）により事業所における排出量及び廃棄物としての移動量の把握が義務づけられていることから、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の委託契約に当たり作成する契約書の条項には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第8条の4の2第6号へに該当する項目として、ヘキサメチレンテトラミンの含有に関する情報を含めることが適当であること。したがって、含有について契約書の条項に含まれていない場合には、同号に違反するものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、ヘキサメチレンテトラミンの含有に関する情報を提供する場合にあっては、「廃棄物情報の提供に関するガイドラインについて」（平成18年4月28日付け環廃産発第060428003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の別添「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を活用し、ガイドラインに示す廃棄物データシート（WDS）にヘキサメチレンテトラミンの含有に関する事項、取り扱う場合の注意事項等を記載し情報提供することが適当であること。

2 排出事業者による処理状況の確認

排出事業者は、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合に法第12条の3第1項の規定に基づき産業廃棄物管理票を交付し、産業廃棄物処理業者からその写しの送付を受けることによって、処理の終了を確認することとされている。

さらに、法第12条第7項において、排出事業者は、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（平成23年2月4日付け環廃対発第110204005号及び環廃産発第110204002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の第九において、この確認の方法として産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実地に確認する方法を掲げているところであり、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を委託している場合にあっても、産業廃棄物処理業者の施設を実際に確認し、処理が適切に行われていることを把握することが望ましいこと。

行政だより

3 産業廃棄物処理業者が講ずべき措置

産業廃棄物処理業者がヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を受託する場合には、排出事業者から提供のあった情報をもとに、自らの処理施設で適正に処理可能なものであるか否かを判断することが重要であり、判断のための情報が不足している場合には、排出事業者に更なる情報提供を求める必要があること。

なお、適正な処理が可能であるか否かの判断において、処理に伴って排水を公共用水域に排出する場合には、「ヘキサメチレンテトラミンの排出に係る適正な管理の推進について」（平成24年9月11日付け環水大水発第120911001号環境省水・大気環境局水環境課長通知）を参考とすること。

4 その他の留意事項

排出事業者がヘキサメチレンテトラミン以外の化学物質を含有する廃棄物の処理委託を行う場合についても、ガイドラインに示す廃棄物データシート（WDS）に化学物質の含有に関する事項、取り扱う場合の注意事項等を記載し情報提供することが望ましいこと。

なお、過去に発生した事例等により生活環境保全上の支障を容易に予見できる場合には、ヘキサメチレンテトラミンと同様に、当該物質を有効に処理できる処理業者を選択するとともに、委託契約書にその含有についての情報に係る条項を含める必要があり、その情報が含まれていない場合には、規則第8条の4の2第6号へに違反したものと捉え得ること。

また、特別管理産業廃棄物としての規制が行われている有害物質を含有する産業廃棄物について、排出事業者が分析を行っていない等の理由により当該物質の含有に関する情報を把握していない場合であっても、当該産業廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当するものであった場合には、法第12条の2第5項に違反することとなり、当該物質の含有に関する情報は本来排出事業者が把握しておくべきものであること。このことから、含有に関する情報の把握の結果、特別管理産業廃棄物に該当しない場合も含め、委託契約書にその含有についての情報に係る条項を含めることが適当であること。

ADMINISTRATION INFORMATION

環水大水発第120911001号
平成24年9月11日

都道府県・水質汚濁防止法政令市
水質保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局 水環境課長

ヘキサメチレンテトラミンの排出に係る 適正な管理の推進について

日頃から水質環境保全行政に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

平成24年5月に、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、1都4県の浄水場において取水停止が生じる等の取水障害が発生しました。

本事案は、廃液の処理を受託した産業廃棄物処理業者が、廃液に高濃度の1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1^{3,7}]デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン。以下「ヘキサメチレンテトラミン」という。）が含有していることを認識せずに処理を行ったため、ヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されないまま公共用水域に排出され、下流の浄水場において浄水過程で注入される塩素と反応し、ホルムアルデヒドが生成したと考えられます。

つきましては、ヘキサメチレンテトラミンを含む排出水が公共用水域に多量に排出されることにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあることから、ヘキサメチレンテトラミンを含む工場・事業場からの排出水の適正な管理が図られるよう、下記のとおり、指導・周知をお願いします。

また、ヘキサメチレンテトラミンについて、水質汚濁防止法に規定する「指定物質」に追加するための水質汚濁防止法施行令の一部改正案のパブリックコメントを実施する等、必要な手続きを進めていることにつき申し添えるとともに、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等については、「ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る留意事項について（通知）」（平成24年9月11日付け環産発第120911001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）により通知されていることを申し添えます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、地方自治体においてヘキサメチレンテトラミン等について条例等により測定を義務付けることを妨げるものではありません。

行政だより

記

1 工場・事業場における管理について

公共用水域であってその水が水道原水として取水施設に取り入れられる水域等にヘキサメチレンテトラミンを含む水を排出する工場及び事業場については、公共用水域に排出する排出水のホルムアルデヒド生成能について0.8mg/Lを目安として適正に管理すること（検定方法は別表のとおり）。

なお、排出水の管理に当たっては、排出水のホルムアルデヒド生成能の測定を行い管理するほか、原材料等の濃度及び使用量並びに処理を受託した廃液中の濃度の把握等により管理すること等も可能である。

2 対象となりうる工場・事業場についての留意点

ヘキサメチレンテトラミンを製造又は原材料等として取り扱う工場・事業場のみならず、工場・事業場によっては、製造・処理工程でヘキサメチレンテトラミンが副生成する可能性があることに留意すること。

ADMINISTRATION INFORMATION

別 表

ホルムアルデヒド生成能の検定方法

1 試薬

(1) 水

日本工業規格K0557に規定するA 4のもの(注1)

(2) 硫酸(1+4)又は硫酸(1+40)(注2)

(3) 水酸化ナトリウム溶液(1 Lにつき1 mol)又は水酸化ナトリウム溶液
(1 Lにつき0.1 mol)(注2)

(4) 燐酸緩衝液(1 Lにつき0.2 mol)(注2)

燐酸2水素カリウム27.2 gを水に溶かして約500 mLとし、pH計を用いて水素イオン濃度(水素指数)7.0±0.05になるまで水酸化ナトリウム(1 Lにつき1 mol)を加えた後、水を加えて1 Lとしたもの

(5) 次亜塩素酸ナトリウム溶液(1 mLにつき有効塩素2 mg)(注2)(注3)

次亜塩素酸ナトリウム溶液を水で1 mLにつき有効塩素約2 mgとなるように希釈したもの(有効塩素濃度は使用時に測定する。)

(6) 残留塩素の測定に使用する試薬

日本工業規格K0102の33.1又は33.2に定める試薬

(7) ホルムアルデヒドの測定に使用する試薬

日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.4.1又は5.5に定める試薬

(注1) 硫酸、水酸化ナトリウム溶液、燐酸緩衝液及び次亜塩素酸ナトリウム溶液の調製のため、又は希釈水として用いる。ホルムアルデヒドを含まないことを確認しておく。なお、ホルムアルデヒドを含まない蒸留水等で、この水を用いて4の試験操作を行い、ホルムアルデヒド生成能がないことを確認すれば、当該蒸留水等を用いてもよい。

(注2) ホルムアルデヒドを含まないことを確認しておく。また、水を用いて4の試験操作を行い、ホルムアルデヒド生成能がないことを確認しておく。

(注3) 必要に応じて、高濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液(例えば、1 mLにつき有効塩素10 mg)を用いてもよい。

2 器具及び装置

(1) ビーカー

容量300 mLのもの

(2) 細口試薬瓶又はバイアル

(3) 恒温槽

行政だより

- (4) 残留塩素の測定に使用する器具及び装置
日本工業規格K0102の33.1又は33.2に定める器具及び装置
- (5) ホルムアルデヒドの測定に使用する器具及び装置
平成15年7月22日付け厚生労働省告示第261号 別表第19に定める器具及び装置

3 試料の採取

(1) 試料採取容器

ガラス製で気密性が高く、外部からの汚染を受けないものを用いる（例えば、4ふっ化エチレン樹脂フィルム張りシリコンゴム栓付きスクリューキャップ用ねじ口瓶）。容器は、洗浄した後、水ですすぎ、自然乾燥後に摂氏105度の電気乾燥器内に3時間以上放置し、冷却する。キャップを強く締めて保管する（長期保管は好ましくない）。

(2) 試料採取

試料採取容器を採取試料で数回共洗いしてから、泡立たないように試料を採取容器に満たし直ちにキャップを締める。試験操作は試料採取後直ちに行う（注4）。

- (注4) 試験操作を直ちに行うことができない場合には、摂氏4度以下の冷暗所に保存し、できるだけ速やかに操作を行う。

4 試験操作

- (1) 水温摂氏20度に調節した水に、水の9分の1量の水温摂氏20度に調節した試料を加えて、静かにかくはんし、10倍希釈試料を調製する。
- (2) 数個のビーカーに、それぞれ希釈試料200mLを採り、塩素添加濃度（希釈試料に対する添加された有効塩素の割合（1Lにつきmg）をいう。以下同じ。）が段階的になるよう、それぞれのビーカーに異なる量の次亜塩素酸ナトリウム溶液を加える（加える際、ビーカーの内壁に付着しないように注意する。）（注5）。次いで、それぞれのビーカーに硫酸（1+4）若しくは硫酸（1+40）又は水酸化ナトリウム溶液（1Lにつき1mol）若しくは水酸化ナトリウム溶液（1Lにつき0.1mol）を加えて水素イオン濃度を約7とした後、磷酸緩衝液（1Lにつき0.2mol）5mLを加えて水素イオン濃度を 7.0 ± 0.2 に調節する（注6）。
- (3) これらをそれぞれ細口試薬瓶に移して、摂氏20度に保った恒温槽に1時間静置した後、日本工業規格K0102の33.1又は33.2に定める方法（注7）により残留塩素濃度を測定する。
- (4) 方眼紙上の縦軸を残留塩素濃度、横軸を塩素添加濃度として、（3）により得られた測定結果を用いてグラフを作成し、遊離残留塩素濃度が1Lにつき約1mgである塩素添加濃度を求める（注8）。
- (5) 6個のビーカーに、それぞれ、水温を摂氏20度に調節した希釈試料200mLを採る。

ADMINISTRATION INFORMATION

- (6) 6個のビーカーの塩素添加濃度が(4)で求めた濃度並びにこれに1Lにつき1、2、3、4及び5mgを加えた濃度(注8)となるよう、それぞれのビーカーに次亜塩素酸ナトリウム溶液を添加し、直ちに硫酸(1+4)若しくは硫酸(1+40)又は水酸化ナトリウム溶液(1Lにつき1mol)若しくは水酸化ナトリウム溶液(1Lにつき0.1mol)を加えて水素イオン濃度を約7とした後、燐酸緩衝液(1Lにつき0.2mol)5mLを加えて水素イオン濃度を 7.0 ± 0.2 に調節する(注6)。
- (7) これらをそれぞれ細口試薬瓶又はバイアルに満水に採り、密栓して摂氏20度の恒温槽に 24 ± 2 時間静置した後、日本工業規格K0102の33.1又は33.2に定める方法(注7)により遊離残留塩素濃度及び結合残留塩素濃度を測定する。
- (8) 遊離残留塩素濃度が結合残留塩素濃度より高いことを確認した上で、遊離残留塩素濃度が1Lにつき1~2mgのものを選択する。
- (9) 選択したものについて、平成15年7月22日付け厚生労働省告示第261号別表第19に定める分析法(注9)によりホルムアルデヒド濃度を求める。
- (10) 次式により試料中のホルムアルデヒド生成能を求める。
ホルムアルデヒド生成能(mg/L) = a(mg/L) × 希釈倍率
この式において、aは(9)で求めたホルムアルデヒド濃度を表す。
- (注5) 汚濁の著しい事業場排水の場合、ビーカーの数を多くし、塩素添加濃度の段階について、その数を多くするとともに、その間隔を狭くすることが必要である。
- (注6) 水素イオン濃度の調節は速やかに行う。
- (注7) 日本工業規格K0101の28の備考11に定める電流滴定法により測定することもできる。
- (注8) 4の試験操作(4)で求めた塩素添加濃度が高い等の場合には、1Lにつき2、4、6、8及び10mgとする等、濃度の間隔を広げて次亜塩素酸ナトリウム溶液を添加してもよい。その際、間隔を広げ過ぎると遊離残留塩素濃度が1Lにつき1~2mgの範囲に収まらなくなるので注意する。
- (注9) 平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号に定める方法により測定することもできる。

備考

- この検定方法は、当初から試料中に含まれているものも含めて、次亜塩素酸の添加により生成されるホルムアルデヒドの濃度を求め、これによりホルムアルデヒド生成能を求める方法である。
- この検定方法における用語の定義その他でこの検定方法に定めのない事項については、日本工業規格に定めるところによる。

行政だより

基 発 0927 第 8 号

平成24年 9 月27日

社団法人全国産業廃棄物連合会代表者 殿

厚生労働省労働基準局長

平成24年度最低賃金周知広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度の地域別最低賃金額の改定については、各地方最低賃金審議会で、雇用戦略対話における裁定賃金の引上げに関する合意（平成22年 6 月 3 日雇用戦略対話第 4 回会合 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koyoutaiwa/>）に掲げられた目標についても特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮する等、諸般の事情を総合的に勘案した審議が行われ、今年10月 5 日までにすべての地域別最低賃金額について改定公示が行われる予定です。

今後、改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度について広く国民に周知を図り、同制度の履行確保を図ることが重要となりますが、その履行状況は今なお十分とは言い難い実情にあることから、厚生労働省では標記の周知広報を実施することにしています。

貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、貴会が発行される広報誌への掲載などによる貴会の加入事業者に対する改定された地域別最低賃金額及び最低賃金制度の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御参考までに、広報原稿例を同封させていただきます。

ADMINISTRATION INFORMATION

平成24年度地域別最低賃金改定一覧

(参考)

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	発行年月日
北海道	719 (705)	14	平成24年10月18日
青森	654 (647)	7	平成24年10月12日
岩手	653 (645)	8	平成24年10月20日
宮城	685 (675)	10	平成24年10月19日
秋田	654 (647)	7	平成24年10月13日
山形	654 (647)	7	平成24年10月24日
福島	664 (658)	6	平成24年10月 1 日
茨城	699 (692)	7	平成24年10月 6 日
栃木	705 (700)	5	平成24年10月 1 日
群馬	696 (690)	6	平成24年10月10日
埼玉	771 (759)	12	平成24年10月 1 日
千葉	756 (748)	8	平成24年10月 1 日
東京	850 (837)	13	平成24年10月 1 日
神奈川	849 (836)	13	平成24年10月 1 日
新潟	689 (683)	6	平成24年10月 5 日
富山	700 (692)	8	平成24年11月 4 日
石川	693 (687)	6	平成24年10月 6 日
福井	690 (684)	6	平成24年10月 6 日
山梨	695 (690)	5	平成24年10月 1 日
長野	700 (694)	6	平成24年10月 1 日
岐阜	713 (707)	6	平成24年10月 1 日
静岡	735 (728)	7	平成24年10月12日
愛知	758 (750)	8	平成24年10月 1 日
三重	724 (717)	7	平成24年 9月30日
滋賀	716 (709)	7	平成24年10月 6 日
京都	759 (751)	8	平成24年10月14日
大阪	800 (786)	14	平成24年 9月30日
兵庫	749 (739)	10	平成24年10月 1 日
奈良	699 (693)	6	平成24年10月 6 日
和歌山	690 (685)	5	平成24年10月 1 日
鳥取	653 (646)	7	平成24年10月20日
島根	652 (646)	6	平成24年10月14日
岡山	691 (685)	6	平成24年10月24日
広島	719 (710)	9	平成24年10月 1 日
山口	690 (684)	6	平成24年10月 1 日
徳島	654 (647)	7	平成24年10月19日
香川	674 (667)	7	平成24年10月 5 日
愛媛	654 (647)	7	平成24年10月24日
高知	652 (645)	7	平成24年10月26日
福岡	701 (695)	6	平成24年10月13日
佐賀	653 (646)	7	平成24年10月21日
長崎	653 (646)	7	平成24年10月24日
熊本	653 (647)	6	平成24年10月 1 日
大分	653 (647)	6	平成24年10月 4 日
宮崎	653 (646)	7	平成24年10月26日
鹿児島	654 (647)	7	平成24年10月13日
沖縄	653 (645)	8	平成24年10月25日
全国加重平均額	749 (737)	12	

※ 括弧書きは、平成23年度地域別最低賃金額

行政だより

(広報原稿例)

すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

- すべての都道府県の地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、平成24年9月30日から11月4日までの間に順次効力が発生します。
- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたこととなり、最低賃金額を支払わなくてはなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以上の罰金）が定められています。
- 貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

平成24年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	719	H24.10.18	石川	693	H24.10.6	岡山	691	H24.10.24
青森	654	H24.10.12	福井	690	H24.10.6	広島	719	H24.10.1
岩手	653	H24.10.20	山梨	695	H24.10.1	山口	690	H24.10.1
宮城	685	H24.10.19	長野	700	H24.10.1	徳島	654	H24.10.19
秋田	654	H24.10.13	岐阜	713	H24.10.1	香川	674	H24.10.5
山形	654	H24.10.24	静岡	735	H24.10.12	愛媛	654	H24.10.24
福島	664	H24.10.1	愛知	758	H24.10.1	高知	652	H24.10.26
茨城	699	H24.10.6	三重	724	H24.9.30	福岡	701	H24.10.13
栃木	705	H24.10.1	滋賀	716	H24.10.6	佐賀	653	H24.10.21
群馬	696	H24.10.10	京都	759	H24.10.14	長崎	653	H24.10.24
埼玉	771	H24.10.1	大阪	800	H24.9.30	熊本	653	H24.10.1
千葉	756	H24.10.1	兵庫	749	H24.10.1	大分	653	H24.10.4
東京	850	H24.10.1	奈良	699	H24.10.6	宮崎	653	H24.10.26
神奈川	849	H24.10.1	和歌山	690	H24.10.1	鹿児島	654	H24.10.13
新潟	689	H24.10.5	鳥取	653	H24.10.20	沖縄	653	H24.10.25
富山	700	H24.11.4	島根	652	H24.10.14			

ADMINISTRATION INFORMATION

平成24年11月9日
環 境 省

「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令」 の公布について（お知らせ）

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」が本日公布されましたので、お知らせいたします。

1. 改正の経緯

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第23条において、廃棄物処理法が適用される廃棄物であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものを特定一般廃棄物・特定産業廃棄物と定義しています。（8,000Bq/kg以下を想定。）

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理には、放射性物質汚染対処特措法第23条の規定により、廃棄物処理法に基づく処理基準のほか、特別処理基準が適用され、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理を行う中間処理施設・最終処分場については、放射性物質汚染対処特措法第24条の規定により、廃棄物処理法に基づく維持管理基準のほか、特別維持管理基準が適用されます。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件については、施行規則制定当初、廃棄物の事故由来放射性物質の放射能濃度等のデータに限りがあったため、安全側に立って広範な地域を対象としていましたが、今般、放射性物質汚染対処特措法完全施行後に得られた追加的な知見に基づき、対象地域等を見直すための施行規則の一部改正を行いました。

2. 改正の内容

放射性物質汚染対処特措法施行規則第28条及び第30条を改正し、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件を見直します。改正前後の要件については、別添1のとおりです。

また、公共下水道及び流域下水道に係る終末処理場の流動床式焼却施設から生ずるばいじんについては、溶出率が極めて低いとの知見が得られていることから、施行規則第31条第3号ハに規定する雨水浸入防止措置の適用を除外します。

なお、その他所要の改正を行いました。

3. 施行日

施行規則第28条・第30条・第31条：平成24年12月9日（公布の日から一ヵ月後）

その他：平成24年11月9日（公布の日）

行政だより

別添1

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件見直し概要

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	都道府県 その他	
(1)水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)		○		○	○	○	○	○	○	○		○		
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)		○		○	○	○	○	○	○	○		○		
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設) ^{※1}	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限り)				○	○	○	○	○	○	○	○			
	流動床炉以外から生ずるばいじん				○	○	○	○	○	○	○	○			
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設) ^{※1}	脱水汚泥				○		○								
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○		
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	ばいじん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○										
—	廃福わら	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	廃堆肥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	除染廃棄物 ^{※2}	(除染実施区域内)													
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物 ^{※2}	(地域限定なし)													

凡例: □ 従来から要件外 ⊗ 要件から除外^{※2} ⊗ 引き続き要件に該当 赤字(下線) は見直しによる変更箇所

※1 分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は要件から除く。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、溶出に関する知見が不足しているため、分流式下水道由来の汚泥を焼却したことにより生じたものも含むものとする。

※2 除染廃棄物については、規制制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物についても、現行の規定を維持する。

※3 要件から除外されるもののうち、廃福わら・廃堆肥については排出時期を問わず特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外されるが、(1)～(5)の施設から生じる廃棄物については平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかなもののみ特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

ADMINISTRATION INFORMATION

大労発基第1795号

平成24年10月5日

各 位

大阪労働局長

労働災害減少に向けた緊急要請について

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、全国の労働災害による休業4日以上の死傷者数は平成22年、23年と2年連続で増加しました。このような事態は、実に33年ぶりのことです。

この間、大阪労働局においても、府内の労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施など、労働災害の減少に向けた様々な取組を行ってきました。また、関係団体に対しても、労働災害防止対策の推進を要請しました。

しかしながら、平成24年における府内の死傷災害は、8月末現在で対前年比1.0%の増加、死亡災害は26.7%の大幅な増加となり、極めて憂慮すべき状況です。

このため、別添のとおり労働災害の減少に向けた緊急要請をいたします。貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきました、特段のご配慮をお願いいたします。

行政だより

労働災害減少に向けた緊急要請

全国の労働災害発生件数は、長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年と2年連続で増加しました。この間、大阪労働局管内の発生件数は、労使の皆さまのご尽力もあり、減少傾向を維持してまいりました。

ところが、平成24年に入り、死傷災害は8月末現在で対前年比1.0%の増加に転じ、また、死亡災害は大幅に増加（26.7%増）し、極めて憂慮すべき状況となっています。

全国の労働災害が増加に転じた背景には、様々な要因があります。リーマンショック以降の生産水準の回復や震災、台風被害の復旧・復興工事の影響もその一因と考えられます。しかしながら、着実に減少していた製造業や建設業の労働災害が増加に転じた背景には、厳しい経営環境の中での安全衛生管理体制の劣化があることが懸念されます。また、第三次産業や陸上貨物運送事業の労働災害は、長期的には労働災害全体が減少する中でも、横ばい傾向を続けてきました。特に第三次産業は、全労働者数に占めるウェイトが高くなる中、必ずしも十分な安全管理体制が確保されていないことが危惧されます。さらに若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているでしょうか。

いずれにしても、いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。事業者の皆さまにおかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、当局が展開している大阪危険ゼロ先取運動の趣旨をご理解いただき、企業の安全衛生活動を今一度総点検し、労使が一体となって以下の取組を徹底していただきますよう、要請いたします。

なお、大阪労働局では、企業の自主的安全衛生活動の促進を図るため、「安全の見える化」事例集を作成し、当局のホームページに掲載していますのでご活用ください。

- 一、安全衛生管理体制の充実
- 一、個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施
- 一、「見える」安全活動など創意工夫した効果的な自主的安全衛生活動の実施

平成24年10月5日

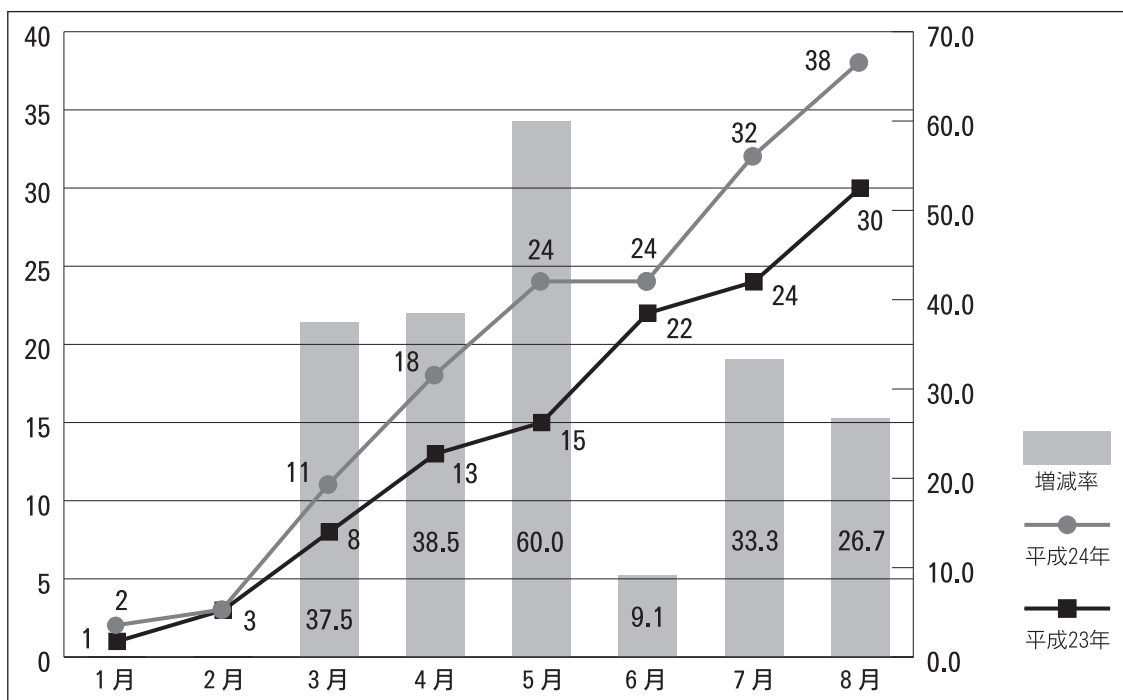
大阪労働局長

森岡雅人

ADMINISTRATION INFORMATION

大阪府内の労働災害の現状

(参考1) 死亡災害の推移 (全産業)



(参考2) 平成24年の死傷災害 (休業4日以上 業種別)

(平成24年8月末時点)

全産業	4,569人	前年同期比	△47人	1.0%増
(内訳)				
造業	1,155人	前年同期比	▲42人	3.5%減
建設業	509人	同	△55人	12.1%増
陸上貨物運送事業	691人	同	△29人	4.4%増
第三次産業	2,034人	同	△21人	1.0%増

行政だより

流入車規制違反に係る公表規定の追加について(条例改正の概要)

平成24年11月1日

大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課

1 流入車規制について

大阪府では、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、府内37市町を発着地として運行を行う者は、自動車NOx・PM法で定める排ガス基準を満たすトラック・バス等を使用しなければならない、そして当該車両にはステッカーを表示しなければならないとする「流入車規制」を平成21年1月から実施しています。

流入車規制では、運行者に業務を委託する旅行業者や荷主等に対しても、運行者に適合車等の使用を求めることや適合車等の使用状況の確認の義務を課しています。

条例違反者には、知事は車種規制適合車等の使用命令を発することができます。さらに当該使用命令に違反した者は、罰金に処せられることとなります。

2 現状及び課題

条例違反者に対しては、これまで改善を指導していますが、一部に行政指導にも関わらず、車種規制適合車等使用義務違反を繰り返す運行者が存在しています。

3 公表規定の追加(条例改正)

車種規制適合車等の使用命令を受けた者について、その氏名等を公表できる規定を追加しました。

(目的) 広く府民や旅行業者、荷主等に対して条例違反者の情報を提供することにより、使用命令の実効性を高めるとともに、違反の防止や改善をより一層促進させます。

(施行日等) 平成24年11月1日に公布し施行しました。

流入車規制については、以下のホームページをご覧ください。

URL <http://www.pref.osaka.jp/kotsukankyo/ryuunyu/index.html>

ホームページ検索は

流入車対策

検索

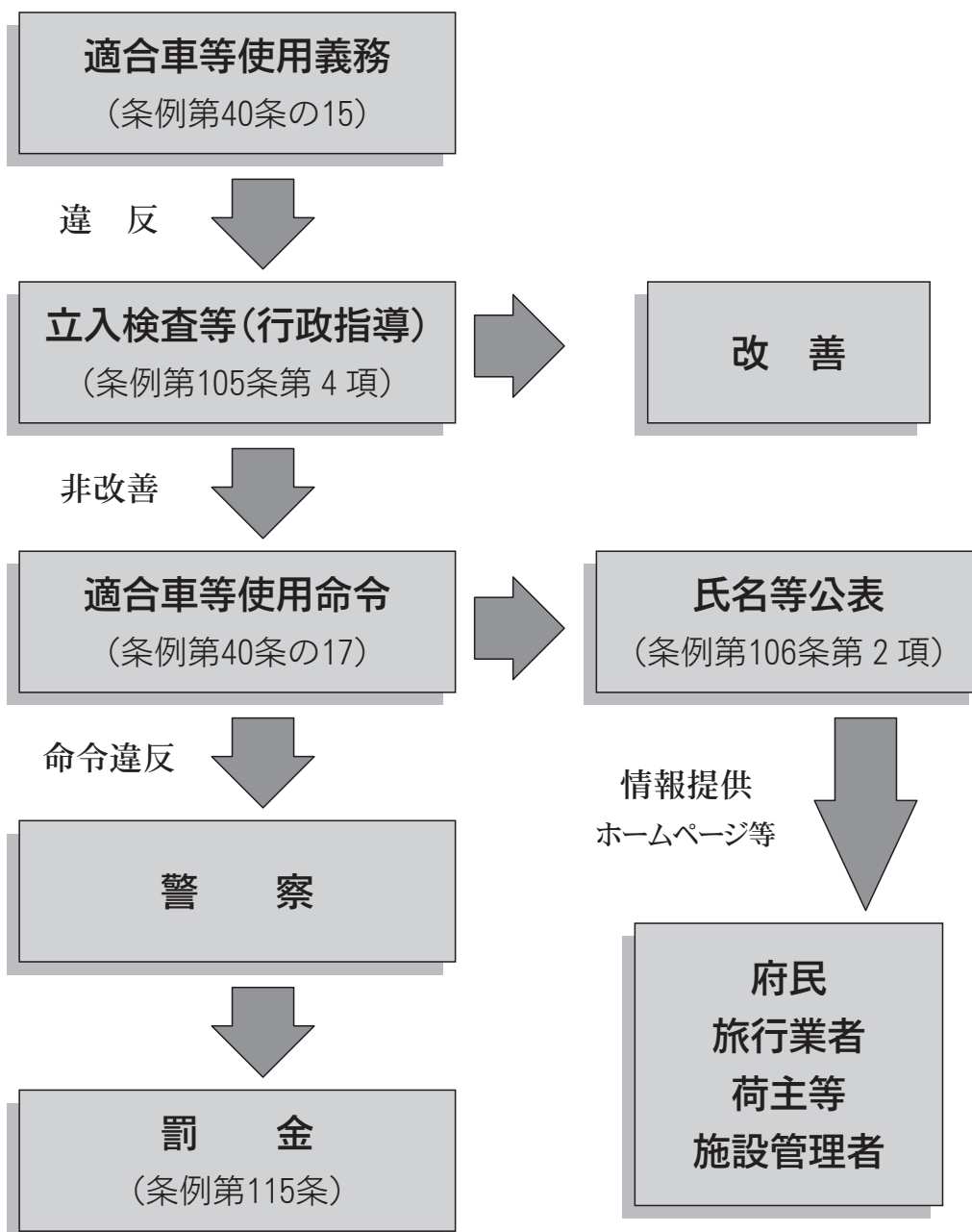
(お問い合わせ先)

大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課

TEL : 06-6210-9587

ADMINISTRATION INFORMATION

《車種規制適合車使用義務違反者に対する手続き》



条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例

廃棄物処理先進事例調査

再生処分会の廃棄物処理先進事例調査の第3回目は平成24年8月31日に富山県射水市にあるハリタ金属株式会社・射水リサイクルセンターを訪問した。

先般「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が成立、平成25年4月1日より施行される運びとなったが、今回訪問させていただいたハリタ金属株式会社は、富山県・福井県下の市町村を中心とする北陸地域において、行政機関とも連携しながら、先行して使用済小型電子機器等に関するリサイクル行程を構築されており、この分野における文字通りの「先進企業」である。

施設の概要は以下のとおりである。

第3回 ハリタ金属株式会社・射水リサイクルセンター

URL : <http://www.harita.co.jp/>

所在地 : 富山県射水市新堀34-11

敷地 : 43,874㎡

設備 : 2,000HPシュレッダー
700HPプレシュレッダー
1,250 t ギロチン
トラックスケール
スクラップローダー 各1台

許認可 : 産業廃棄物処理施設設置許可
産業廃棄物処分業許可
一般廃棄物処理施設設置許可
一般廃棄物処分業許可

同社は、近年の時流にのって、恣意的に使用済小型電子機器等のリサイクルを先行事業化したわけではなく、「持続可能な社会（Sustainable Society）の実現」及び「地域の最適化」という経営理念（＝戦略）と現実社会との乖離を埋めようとすることから導き出される必然的な結論（＝戦術）として「低炭素型リサイクル」及び「使用済電子機器等のリサイクル」を展開するに至った。化石燃料や鉱石資源の枯渇という現在の状況を踏まえると、自国で製造したものは自国でリサイクルすべきであり、さらに言えば「製造から製造へ」（Product to Product）という行程を確立すべきであるという信念のもと、事業を進めてこられた。一方、富山県・福井県等下における市町村の一般廃棄物行政に目を向けてみると、当時、金属スク



塩見部会長の挨拶



張田社長による説明



研修風景

他の金属スクラップや廃プラスチック（例えば自転車や傘）も循環資源として回収する「総合リサイクル」を展開している。これは、破碎前に循環資源を回収する（選別する）のではなく、まず破碎し粒度を一定に整えてから、機械力で同時に回収しており（建設混合廃棄物の選別と同じコンセプト）、複数のラインを組まなくて済むようなラインとなっている。循環資源を回収した後の残渣率は、重量比にして25～30%である。

上記のような混合状態の廃棄物を有価物として収集していることから、廃棄物処理法に基づく定義上、逆有償、即ち、

$$(\text{運搬費用請求額} + \text{残渣処分費用請求額}) - \text{購入のための支払額} > 0$$

とならないようにすることが重要であるが、そのようにならない地域範囲は、近畿地方でいうと大阪辺りまで試算されている。

回収した循環資源は、加工することなくそのままメーカーに納めており（「製造から製造へ」Product to Product）、処分の際しての省エネ化を徹底した「低炭素型リサイクル」を実現している。メーカーに納める循環資源について、ISO9000シリーズ等の国際規格は認証取得していないが、先方に検査分析シートを提出して品質の確保・信頼に努めている。金属スクラップや廃プラスチックのようなものに関するそのような情報提供は、他にあまり例を見ないものであり、同社は、このリサイクル事業を製造業として捉えている所以とも言えよう。

世界における使用済小型電子機器等に関する各年増加量は4,000万tにも上ると言われており、これは我が国における一般廃棄物の年間総排出量にほぼ等しい。非常に将来性のある分野である。

最後になりましたが、今回、お忙しいところ、再生処分部会の見学を受け入れてくださったハリタ金属株式会社の張田真社長及び社員の皆様に改めて厚く御礼申し上げます。



施設の前で記念撮影

O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成24年9月～平成24年11月）の概要を紹介します。

平成24年度第1回環境配慮契約法基本方針検討会廃棄物専門委員会

日 時：平成24年9月12日（水曜日）10時00分
場 所：環境省22階／第1会議室
議 題：環境配慮契約法基本方針の検討の進め方及び専門委員会の設置について
環境配慮契約の実施状況等に関する調査について
検討スケジュールについて、等
参画者：浜野 廣美（副会長）

全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会事務局責任者会議

日 時：平成24年9月14日（金曜日）15時00分
場 所：協会会議室
参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）

廃棄物不適正処理巡視事業



日 時：平成24年10月3日（水曜日）10時00分
場 所：豊能町、能勢町
参加者：宮川 基次（収取運搬部会員）

田中 公治（青年部）
高好 健二（青年部）
田中 千議（事務局事業主任）



全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成24年10月18日（木曜日）15時00分
場 所：ANAクラウンプラザ神戸／ジャスミン
議 題：東日本大震災の視察について
安全衛生研修の取組みと労働災害発生状況について
廃掃法上の排出事業者の定義について
平成24年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の推薦について
参画者：國中 賢吉（会長）
浜野 廣美（副会長）
白坂 悦夫（副会長）
三ッ川卓生（副会長）
松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）
田中 千議（事務局事業主任）

大阪建物解体工事業協同組合との 意見交換会

日 時：平成24年10月22日(月曜日) 16時00分
場 所：スイスホテル南海大阪35階／ベルビュー
参画者：國中 賢吉(会長)
浜野 廣美(副会長)
白坂 悦夫(副会長)
松田 裕雄(専務理事兼事務局長)
河野 俊二(理事)
井出 保(理事)
福部 忠(理事)
塩見 頼彦(理事)
田中 公治(組織広報委員)
神藤 信六(危機管理委員)

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

日 時：平成24年10月26日(金曜日) 14時00分
場 所：ホテルニューオータニ／鶴西の間
受賞者：井出 保(理事)
(株)アイデックス 代表取締役



徳島県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 適正処理講習会

日 時：平成24年10月30日(火曜日) 10時00分
場 所：徳島県JA会館2階／大ホール
講 師：龍野 浩一(事務局次長)

大阪市家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態 に係るマーケット・サウンディング (ヒアリング)

日 時：平成24年11月1日(木曜日) 10時00分
場 所：大阪市環境局／あべのルシアス
参画者：片渕 昭人(副会長)
松田 裕雄(専務理事兼事務局長)
赤澤 健一(理事)
福田 裕司
(法政策調査委員会オブザーバー)

平成24年度施設見学会

日 時：平成24年11月2日(金曜日) 10時00分
見 学 先：株式会社京都環境保全公社瑞穂環境保
全センター
参加人数：44名





OSK / t s u s h i n

環境衛生功労者・優良施設知事表彰

日 時：平成24年11月7日(水曜日) 10時30分
 場 所：エル・おおさか／エルシアター
 受賞者：赤澤 健一（理事）
 （リヴァックス㈱ 代表取締役）



平成24年度第2回環境配慮契約法 基本方針検討会廃棄物専門委員会

日 時：平成24年11月8日(木曜日)
 場 所：経済産業省別館8階／825号会議室
 議 題：産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本方針解説資料について
 検討スケジュールについて
 参画者：浜野 廣美（副会長）

大阪建物解体工事業協同組合臨時総会講演

日 時：平成24年11月16日(金曜日) 16時00分
 場 所：マイドームおおさか8階／第1会議室
 内 容：近年における廃棄物処理市場の動向と改正廃棄物処理法令の要点解説
 講 師：龍野 浩一（事務局次長）

CSR2プロジェクト表彰社会貢献部門

日 時：平成24年11月22日(木曜日)
 場 所：岡山プラザホテル／鶴鳴の間



第2回大阪マラソン・チャレンジラン （廃棄物の処理協力）

日 に ち：平成24年11月25日(土曜日)
 場 所：スタート 大阪状公園前
 ゴール インテック大阪
 協力企業：関西興業㈱
 ㈱さつき
 信和商事㈱
 ㈱大恵
 ㈱大建工業所
 ㈱布施興業
 ㈱マルサン

関電パワーテック産業廃棄物処理研修会

日 時：平成24年11月27日(火曜日) 13時00分
 場 所：関電パワーテック本店／第2会議室
 講 師：龍野 浩一（事務局次長）

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。

新規入会会員紹介

賛助会員

エクオ株式会社

代 表 者	尾 崎 正 孝
住 所	〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島6-3-32 第2新大阪ビル
電 話 番 号	06-4805-7688
FAX 番 号	06-4805-7808
業 務 内 容	環境ビジネスにおける営業ツールの企画・作成 業務の効率化システムの構築

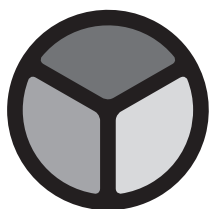


Member

会員紹介

Information

会社名	三洋商事株式会社		
住所	大阪府東大阪市菱江2丁目4番10号		
代表者名	上田博康	代表者役職	代表取締役
従業員数	258名	会社設立日	昭和32年3月18日



M E T A L S
R E C Y C L E
S Y S T E M

営業グループ
チーフ

総務グループ
チーフ

越水
賀野
智
達

インタビュー

I N T E R V I E W

Q1

本日はお忙しい中、ありがとうございます。
まずは沿革などをお聞かせ頂けますか？

昭和22年、名古屋通信局の要望により防錆電柱を制作するため、上田善忍（奈良県紀寺町、三洋工機商店店主）が吉野電柱防錆工場を奈良県吉野郡に創設したことが当社の始まりです。以来、東海電気通信局の指定工場として防錆電柱を制作し、中古機械の販売業を営みつつ、電気通信局等の払い下げを取り扱う三洋商店を創業しました。

昭和26年に上田善忍が死去し、後継の上田富枝の代に吉野電柱防錆工場を閉鎖、三洋商店の経営に専念し、昭和32年に三洋商事株式会社を設立致しました。奈良県の中間処理工場（奈良リサイクルセンター）、現在の新社屋（東大阪リサイクルセンター）の設立など、現在の三洋商事株式会社の礎を築き、平成11年に上田博康が代表取締役に就任し、今に至ります。

上田博康が代表取締役に就任して以降、ISO14001取得、貨物自動車運送事業許可取得、日本全国での収集運搬許可取得、ISO27001取得、東京リサイクルセンター・法隆寺リサイクルセンター設立、OHSAS18001取得など、更なる飛躍に向けて進んでいます。



Q2

事業内容についてお聞かせ頂けますか？

当社のメインとなる事業は、PC・携帯電話などの情報通信機器類やOA機器類のリサイクルです。他にも電気通信設備の撤去や建設解体除去工事、各種製品の処分もしております。廃棄物に関する事で何か悩まれていることがあれば、お問い合わせください。

PC・携帯電話をはじめ、産業廃棄物は資源であるとの認識の下、可能な限り高いリサイクル率の目標値を定めています。その目標値を実現するために細かな手順書を作成し、それをふまえた確実な実践に取り組んでいます。

リサイクル業に携わっている者として、環境保全に対しては、他の誰よりも真剣に取り組むことは当然のことと考えております。私どもの数々の取り組みが認められ、産業廃棄物処理業として初めて、環境省が創設した「エコ・ファースト制度」において認定を頂きました。



エコ・ファースト制度

業界のトップランナー企業の環境保全に関する行動を更に促進していくため、企業が環境大臣に対し、京都議定書の目標達成に向けた地球温暖化対策など、自らの環境保全に関する取組を約束する制度。

Q3

PCや携帯電話となると、機密情報なども問題で大変ではないですか？

そうですね。PCや携帯電話といったものは機密情報が詰まっているので、このような廃棄物を扱うときは、情報漏洩が発生することの無いよう細心の注意を払っています。

弊社では、他工程と完全に独立させたセキュリティームを設けることで、機密情報に関する廃棄物については、情報漏洩の防止とリサイクルが両立するよう細心の注意を払っています。

セキュリティームでは先進設備により情報記憶媒体ごとのデータ破壊を徹底しているだけでなく、廃棄物の持ち出しと外部からの持ち込みを防止するための“金属探知ゲート”、部外者の侵入を防ぐための“カード認証式開閉システムと監視カメラ”等を設置するなど、二重三重の対策を講じています。



セキュリティーム



金属探知ゲート



カード認証による開閉システム



ハンディタイプの金属探知機



監視カメラ

Q4

ホームページを拝見しておりますと、人材活用に力を入れているようですね。

シルバー雇用、障がい者雇用、子育て支援など、人材活用には力を入れています。

障がい者雇用に関してはワークワークという組織を作って50名ほどの方に働いてもらい、携帯電話の解体作業などをしてもらっています。当社の障がい者に対する従来からの取り組み（積極的で且つ安定した雇用と活動、支援体制の整備状況、社会的実績、公的機関からの表彰など）が評価され、平成21年7月1日に「障害者雇用優良企業^{*}」として認証されました。

また、従業員が結婚・出産しても安心して働けるよう、全社をあげて、子育て支援するなど働き続けることのできる職場環境を提供しています。その成果を評価され、平成23年1月28日に「くるみん認定企業^{*}」としての通知を受けることができました。私どもの取り組みが、今問題になっている「少子化対策」の一助となれば幸いです。

三洋商事で働くことを通じて、自らの生きがいや働きがいに気づいてもらえる機会が生まれればいいですね。



▲携帯電話の解体作業



障害者雇用優良企業

厚生労働省の障害者雇用優良企業認証制度に基づき、障害者の雇用について、特に優れた取組と積極的な社会貢献を行う企業が認証されるもの。



くるみん認定企業

次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、厚生労働省が一定の基準を満たしたと判断した企業が認証されるもの。



Q5

人材活用のお話をお聞きしていると 社会貢献的な印象も強く感じますね。

当社の社会的責任の第一は、「雇用」を通じての社会貢献にあると考えていますが、他の形の社会貢献、特に未来を担う子供達に環境の大切さを知ってもらう活動には力を入れています。

その活動の一環として、地域の幼稚園や小学校を対象に、環境絵本を製作して寄贈したり、工場見学や携帯電話の解体作業を体験できるエコスクールも開催しています。また、日頃、お世話になっている地域の方々や従業員のご家族に感謝の気持ちを込め、毎年夏に東大阪リサイクルセンターで「SANYOありがとう祭り」を開催し、出店や盆踊りを楽しんでもらうなど交流の場づくりを大切にしています。



▲環境絵本



▲SANYOありがとう祭り



▲エコスクール(工場見学)



Q6

御社の従業員教育について お聞かせいただけますか？

当社の従業員の基本精神は「相手を尊重して気持ちよくしてもらう」という精神の下、“明るく元気に挨拶すること” “掃除をこまめにすること” “SKHを守ること” の3本柱で成り立っています。朝15分は皆で掃除をしているのですよ。SKHのSは“お互いをさんづけで呼ぶこと” Kは“敬語” Hは“品格ある行動”です。この3つを通じて、だれからも一目置かれる三洋商事の「品格」をこつこつと確実に作りあげていきたいですね。

現在、規模の拡充を図りつつありますが、この3つの精神がおろそかになることだけは絶対に避けたいと思っています。

社是…従業員とその家族の
幸せを何よりも大切に
にする



リサイクル業に携わる人材として研修には力を入れています。年に4回、廃棄物処理の一般知識などについてテストを行うことで社員全体のレベルの底上げを図っています。また、セクションごとに法改正のタイミングなどを捉えた講習会も定期的に行っており、すべての社員がお客様の要望に応えられるようにしています。



三洋商事は
お掃除が大好きです。

INTERVIEW

Q7

最後になりましたが、御社の思いなどがあればお聞きしたいのですが。

これまで以上に環境保全、地域社会への貢献などを進めていくことはもちろんですが、当社の得意分野である廃OA機器や携帯電話の処理を通して何ができるかと考えた場合、更なるリサイクルの推進を進めていきたいと考えています。

廃OA機器や携帯電話には貴重な資源がたくさん含まれているので、今以上にリサイクルを進め、資源の少ない日本における資源循環の一翼を担うことで社会に貢献していきたいと考えています。

また、これからも企業にとって何が大切なことかを常に考え、「人の心が通う会社」として、感謝の心を持った三洋商事になっていきたいですね。


 自
己
紹
介
!!


水野 智 達

総務グループ チーフ

三洋商事に出会ったのは、学生の頃のアルバイトです。卒業して別の会社に就職しましたが、再び、三洋商事に社員として戻ってまいりました。

三洋商事に入社して8年、作業員、ドライバー、営業事務G、営業Gを経て、現在は総務Gに所属しております。総務Gの業務は多岐にわたりますが、小学生を対象に実施しているエコスクールでは、子供達の笑顔にふれることができ、大きなやりがいとなっています。



越 賀 捻

営業グループ チーフ

入社して4年、それまでは飲食業という今とは全く異なる世界で仕事をしていました。会社の方針が“現場を知る”という事で、入社したころは現場に配属され、初めてのことばかりで戸惑うことが多々ありましたが、その後は、ドライバー、事務を経て今では営業をしています。現場と飲食業で培った接客の経験と知識が、営業をするうえで非常に大きな力となっています。

4歳の男の子と5ヶ月の女の子がいるので、休みの日はほとんど家事・育児をして過ごします。子供と過ごせる時間が一番の宝物です。

新刊 紹介

建設副産物リサイクル広報推進会議

『改訂版 建設リサイクル実務Q&A』

(大成出版社 2012年)



建設リサイクル法の内容や改正廃棄物処理法の内容、そして現場で直面する問題を、工事の段階ごとに体系化して分類・整理しました。Q & A方式でそれぞれの疑問点に答えます！

大成出版社サイトから引用

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル 平成24年5月改訂』

(ぎょうせい 2012年)



廃棄物処理法・感染症法等改正を受け、2012年5月に環境省により感染性廃棄物処理マニュアルが改訂されました。本書は、マニュアルの内容と廃棄物処理法・令・規則を照らし合わせて理解できるように最新の内容でまとめたものです。マニュアル本文中に示される参照条文を、委任命令とあわせて掲載。インデックスをつける等、理解を助ける工夫が満載。医療関係機関や産業廃棄物処理業者等実務者の視点に立ち、参考情報（「電子マニフェストシステム等」）を刷新しています。

ぎょうせいオンラインから引用

Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

● 廃棄物管理士の普及促進に向けて



第40号 (平成22年3月10日発行)

● 廃棄物処理法の改正動向



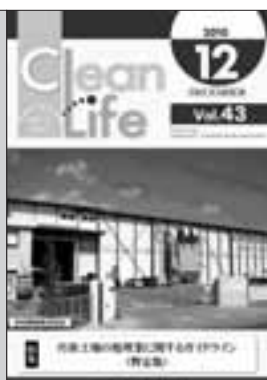
第41号 (平成22年5月28日発行)

● 続・廃棄物処理法の改正動向



第42号 (平成22年9月13日発行)

● 汚染土壌の処理業に関するガイドライン (暫定版)



第43号 (平成22年12月3日発行)

● 改正廃棄物処理法 政省令(新旧対照)



第44号 (平成23年4月1日発行)

● 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル



第45号 (平成23年5月27日発行)

● どうする? 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理



第46号 (平成23年8月31日発行)

● 放射性廃棄物の処理



第47号 (平成23年12月2日発行)

● 大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針



第48号 (平成24年3月26日発行)

● 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案要綱



第49号 (平成24年5月25日発行)

● 全国産業廃棄物連合会各正会員企業の実態調査結果



第50号 (平成23年9月18日発行)

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

連絡先：社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016



社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

出版物



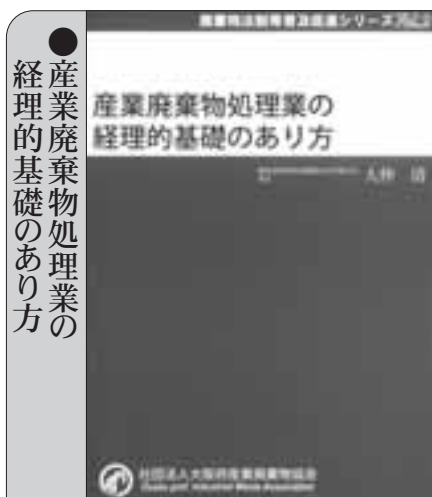
よくわかるシリーズ1
2012年12月1日発行



よくわかるシリーズ2
2012年12月1日発行



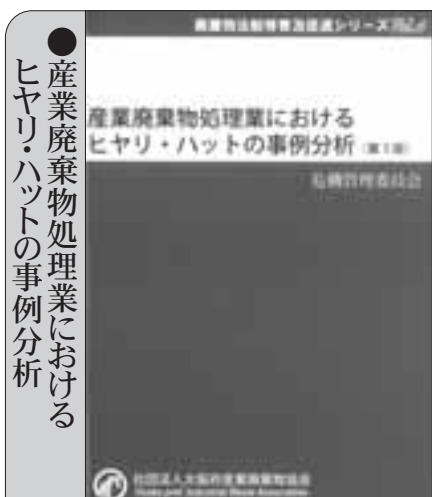
廃棄物法制等普及促進シリーズVOL1
2009年4月1日発行



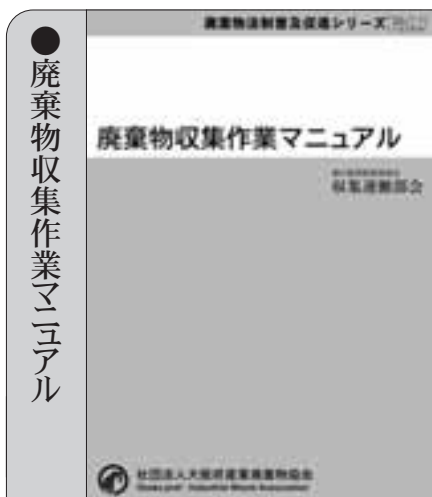
廃棄物法制等普及促進シリーズVOL2
2010年3月31日発行



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL3
2011年3月31日発行



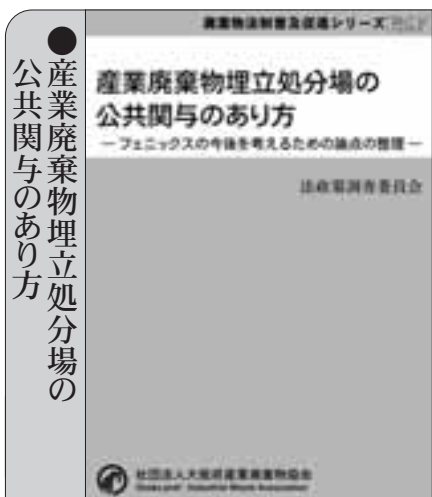
廃棄物法制等普及促進シリーズVOL4
2011年12月1日発行



● 廃棄物収集作業マニュアル



● 循環資源市場実態レポート



● 産業廃棄物埋立処分場の公共関与のあり方

連絡先：社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016



編集後記

地球環境保全のための3R推進フォーラム

この冊子がお手元に届くころには既に終了しておりますが、今年は例年の会員を対象とした年末研修会を一般の方にもご参加していただける「地球環境保全のための3R推進フォーラム」に衣替えいたしました。これは、前号でもお知らせいたしましたとおり、当協会が平成25年4月1日に公益社団法人に移行するにあたり、今後は、一業界団体ではなく、「公益」の名前が示す通り、広く社会全体のために協会の各種事業を展開・推進していく必要があるため、今回はその「第0回目」と位置付け実施する運びとなりました。

さて、そこで問題となったのが「どうやって一般の人に来てもらうか」ということです。まず、「あ、行ってみたいな、聞いてみたいな」と思っていただく内容が必要です。そして、こういう催しがあることを知っていただく広報が必要です。

「内容」は産業廃棄物協会ですので、あくまで産業廃棄物にこだわり、産業廃棄物と一般の人たちとの接点を探るべく、暗中模索、紆余曲折、二転三転しながらも、基調講演及びパネルディスカッションの人選及び内容が確定しました。

内容が確定したら、次は「広報」です。今回は協会初！の試みとして、大阪市営地下鉄の主要駅でフォーラムのポスターを掲出してもらうことにしました。梅田駅や難波駅、本町駅にも貼りだしましたが、お目に留まった方はいらっしゃいますでしょうか。

そして、様々諸々の準備を経て12月7日の本番を迎えるわけですが、実はこの原稿は11月22日に書いているため、当日のことはまったく予測はつきません。そもそも一般の人が「産業廃棄物」がどれだけ関心を持っているのか、駅にポスターを貼ったくらいでどれだけの人があるのか、年末の忙しい時期の平日の昼間に来られる人がどれだけいるのか、等々今のところ、何だかネガティブな予測しかできないワタクシなんです…。はてさてどうなりますことやら、乞うご期待！！

(事務局T)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会







近畿地区 平成24年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間、受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成24年 4月					大阪会場：26日		大阪会場：25日
5月	京都会場 8日～9日 兵庫会場 22日～23日	奈良会場 15日～17日			京都会場：10日 兵庫会場：15日		京都会場：11日 兵庫会場：16日
6月	大阪会場 6日～7日 奈良会場 19日～20日				奈良会場：21日	滋賀会場 19日～20日	奈良会場：22日
7月	滋賀会場 10日～11日 和歌山会場 24日～25日		兵庫会場 17日～19日		滋賀会場：3日 大阪会場：20日	京都会場 24日～25日	滋賀会場：4日 大阪会場：19日 兵庫会場：20日
8月	大阪会場 22日～23日	兵庫会場 21日～23日					大阪会場：24日
9月	京都会場 4日～5日			大阪会場 24日～27日	京都会場：6日 兵庫会場：11日 和歌山会場：20日		京都会場：7日 兵庫会場：12日 和歌山会場：21日
10月	兵庫会場 16日～17日				大阪会場：25日	大阪会場 11日～12日	大阪会場：24日
11月	滋賀会場 13日～14日				奈良会場：22日 京都会場：29日		滋賀会場：15日 京都会場：30日
12月	大阪会場 18日～19日				兵庫会場：4日		兵庫会場：5日 大阪会場：20日
平成25年 1月	和歌山会場 29日～30日				大阪会場：23日 滋賀会場：29日 和歌山会場：31日	兵庫会場 24日～25日	大阪会場：22日 滋賀会場：30日
2月	京都会場 6日～7日 兵庫会場 21日～22日		大阪会場 26日～28日		京都会場：13日		京都会場：14日
3月	大阪会場 12日～13日	京都会場 5日～7日			兵庫会場：14日		大阪会場：14日 兵庫会場：15日

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。

注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL：077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 TEL：06(6943)4016 (中央谷町ビル5階)	奈良会場  (社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL：0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL：075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-1-12 TEL：078(371)3177 (日新ビル301)	和歌山会場  (社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL：073(435)5600 (酒直ビル3階)

Clean Life vol.51

クリーンライフ

第51号



平成24年12月7日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会 長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫

